

令和 3 年

第 10 回  
教育委員会会議録

行橋市教育委員会  
令和3年9月29日(水)

## 教育委員会会議録

1 招集日時  
令和3年9月29日(水) 15時 0分

2 招集場所  
5階 第2委員会室

3 出席委員

教育長職務代理者	金澤	精子
委員	水谷	知子
委員	村上	信哉
委員	桃坂	克己

4 欠席委員 なし

5 出席職員等  
長尾教育長  
辛嶋教育部長  
吉本教育総務課長  
吉田指導室長  
川中学校管理課長  
木村防災食育センター長  
丸山文化課長  
門司スポーツ振興課長  
井上教育政策係長

6 議題及び議事の概要

別紙

7 閉会 16時 9分

教 育 長

---

教育長職務代理者

---

議事録調製者

---

令和3年9月29日

開議 15時00分

○教育政策係長 井上尚史君

それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和3年第10回の定例教育委員会を開催します。

事前にお送りいたしました資料に加えまして、資料の差し替え、追加がございますので、机の上にて配付させていただいております。

それでは長尾教育長、お願いいたします。

## 1. 開会

○教育長 長尾明美君

では、定足数に達しておりますので、令和3年第10回定例教育委員会を開会いたします。

## 2. 前回会議録の承認

○教育長 長尾明美君

それでは、前回会議録の承認を議題といたしますが、この件について何か御意見等がありましたら、お願いいたします。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、承認いただいたものといたします。

## 3. 教育長事務報告

○教育長 長尾明美君

続きまして、教育長事務報告についてでございます。

8月30日から9月28日までの事務について記載をした資料を事前にお配りをさせていただいております。内容について御質問がありましたら、お願いいたします。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、教育長事務報告を終わらせていただきます。

## 4. 議事

### (1) 議案第33号 行橋市スポーツ用備品貸出要綱の制定について

○教育長 長尾明美君

それでは、早速ですが、本日の議事に入らせていただきます。

議案第33号 行橋市スポーツ用備品貸出要綱の制定について、所管より御説明をお

願いたいします。

門司課長、お願いします。

○スポーツ振興課長 門司康宏君

それでは、スポーツ振興課より、議案第33号 行橋市スポーツ用備品貸出要綱の制定について、説明させていただきます。資料の4ページのほうをお開きください。

要綱制定についての提案理由については、大会イベント開催時に現在負担となっている新型コロナウイルスの感染症対策について、主催者へ備品を貸し出すことで運営上の負担軽減を図るとともに、市民が気軽にスポーツに楽しむ機会を増やし、スポーツの振興を図ることを目的とするものです。

この事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業となっております。6月議会において補正予算として計上・可決されたものでございます。

貸出対象につきましては、市内在住者、または市内に活動拠点を持つ団体が行橋市内で行うスポーツ及びレクリエーション活動に対して貸し出すものでありまして、貸出備品については表にあがっております一覧表のとおりでございます。

申請方法につきましては、利用日の3日前までに申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えてスポーツ振興課へ持参、または郵送にて提出、貸し出しの承認を受けた後、各備品の貸出場所にて受け渡しを行うものでございます。

施行期日につきましては、公布日の日に施行となっております。また、申請書の様式につきましては、10ページ以降に記載をしております。

説明については、以上でございます。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。この件について何か御意見、御質問等がありましたら願いたいします。

金沢委員、どうぞ。

○教育長職務代理者 金澤精子君

従来も、これは貸し出ししていただいていたよね。

○教育長 長尾明美君

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 門司康宏君

今までニュースポーツとって気軽にスポーツを行ってもらうために、例えば玉入れで、大人が玉入れするための玉入れ用の道具とか、そういったスポーツ振興課内にある備品については貸し出しをしておったんですけど、こういったかたちで要綱等が整備されていなかったということで、今回新たにこういった感染症の補助金が付いたことによ

って新たに買った備品と、従来貸していた備品を合わせて整理した中で、全部こういった要綱を整理して、今後ちょっと貸し出しを行っていかうという話になりましたので、今回改めてこういった要綱を作らせていただいたという流れになったところです。

○教育長職務代理者 金澤精子君

大変いいことだと思います。

ただ、これは今度どういうかたちで周知をしていただけるんですか。

○教育長 長尾明美君

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 門司康宏君

一応ホームページ上にですね、他の市町村等も同じような事業をしておるところをちょっと研究しまして、ホームページ上に貸出備品の一覧なども載せた上で周知を行って、市報等にも、始める際には、一度は御案内を差し上げたいと思っています。

○教育長職務代理者 金澤精子君

そうですね。市報は使ってください。ありがとうございます。

○教育長 長尾明美君

その他ございますか。(桃坂委員、村上委員、挙手あり)

では、桃坂委員からどうぞ。

○委員 桃坂克己君

いいことだと思うんですけど、いま郵送で3日前ということにされていますけど、今後検討していただけるならば、ネットとかで予約ができるようなかたちとか、それによって、この備品が借りられているなどが分かるような、ホームページ上でやり取りができるようになれば、手間も省ける部分も出てくるんじゃないかなと思うので、検討していただきたいと思います。

○教育長 長尾明美君

いかがですか。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 門司康宏君

今、行橋市でまだ予算化するまでには至ってないんですけども、施設とかの貸し出しとか、体育館を借りるときとか、そういうのをオンラインにしてはどうかとか、そういった議論もありますので、そういったのと併せまして今後の検討課題として、ちょっといつできるのかというのは、まだ予算等も絡む話ですので、できない部分もあるかもしれないんですけど、そういったものと併せまして今後検討を行っていきたいと思います。

○教育長 長尾明美君

では村上委員、どうぞ。

○委員 村上信哉君

実は、桃坂委員と全く同じ内容でした。すみません。

○教育長 長尾明美君

その他はいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

では、ないようですので、これより採決いたします。

議案第33号について、承認することに御異議はありませんでしょうか。

(「はい、よろしく申し上げます」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

## (2) 議案第34号 行橋市小中学生給付金支給事業実施要綱の制定について

○教育長 長尾明美君

続きまして、議案第34号 行橋市小中学生給付金支給事業実施要綱の制定について、御説明をお願いいたします。

吉本課長、お願いします。

○教育総務課長 吉本康一君

教育総務課から御説明させていただきます。資料の14ページをお願いいたします。

この実施要綱につきましては、8月30日の定例教育委員会の中で、議案第30号として、令和3年度の第4次補正予算の中で御説明をさせていただきました、小中学生給付金支給事業の実施に関して必要事項を定めるものでございます。

事業の概要についてですけれども、まず2番目の内容についてですが、給付の要件といたしましては、令和3年9月1日を基準日といたしまして、基準日において行橋市に住民票を有する小中学生の保護者を支給対象といたします。給付金額は児童・生徒1人当たり1万円として、この9月定例会において提案しております補正予算として、支給対象者数を令和3年8月1日時点の人口が、小学生で4009人、中学生で2010人ということで、計6019人を参考値といたしまして、対象者数が大体6100人ということを見込んでおります。これによりまして給付金のみの予算額としては、6100万円としているところであります。

続いて、申請書の送付についてですが、今回は基準日現在の住民票を有することを要件としておりますので、対象者が明確であることから、11月の中旬から下旬にかけて、申請書等を一括でこちらから送付をさせていただこうと思っております。保護者の方には書類が届きましたら必要事項を記入していただいて、添付資料と共に同封いたします返信用封筒をポストに投函していただく、というかたちで申請をしていただこうと思っております。

受付期間ですけれども、令和3年の12月から令和4年の2月いっぱいまで、という

ことで3カ月間を予定しております。

資料の16ページから18ページは、要綱の案になっておりまして、19ページから23ページまでが申請書や支給決定にかかります各種の様式となっております。

以上で説明を終わります。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりましたが、この件について何か御質問、御意見等がありましたら、お願いいたします。

村上委員、お願いします。

○委員 村上信哉君

これのお金の出所というか、何か助成金等がありますか。

○教育長 長尾明美君

吉本課長。

○教育総務課長 吉本康一君

こちらは先ほどのスポーツ振興課と同じで、コロナ関係の交付金を活用させていただくという事業になっております。

○教育長 長尾明美君

その他、ございますか。よろしいですか

(「はい」の声あり)

では、議案第34号について、採決をいたします。

承認することに御異議はありませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

御異議ありませんので、承認することといたします。

### (3) 議案第35号 人事案件について

○教育長 長尾明美君

続いて、議案第35号 人事案件についての御説明をお願いいたします。

吉本課長、お願いします。

○教育総務課長 吉本康一君

引き続きまして、教育総務課から御説明をいたします。

本日机前にお配りをしました、上に赤字で、最新(差替分)ということで表紙がついておりますが、こちらの資料の2ページ目をお願いいたします。教育委員会の事務局職員の人事案件といたしまして2点ございます。

1点目は、本年4月に新規採用職員といたしまして教育委員会事務局へ配属となりました2名の職員につきまして、6カ月の条件付採用期間が満了することに伴いまして、

10月1日付で条件付採用を解除する旨の発令を行うものでございます。こちらですね、地方公務員法の中に、全ての職員の採用は、6カ月間は条件付きである、6カ月間過ぎた段階でその間の勤務を良好な成績で遂行したことによって正式採用になる、という記載がございまして、それを受けての発令となっております。

2点目ですけれども、一昨日の9月27日に10月1日付の人事異動の内示がございました。内容につきましては、次の3ページを御覧ください。

教育委員会に関係するものとして、3名が対象となっております、全て教育委員会内部での異動となっております。詳細につきましては、後ほど御確認をお願いします。

以上で説明を終わります。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。この件について何か御質問、御意見等がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第35号について、承認することに御異議はありませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

御異議ありませんので、承認することといたします。

#### (4) 議案第36号 行橋市モバイルルーター等貸与要綱の制定について

○教育長 長尾明美君

続きまして、議案第36号 行橋市モバイルルーター等貸与要綱の制定についての御説明をお願いいたします。

吉本課長、お願いします。

○教育総務課長 吉本康一君

こちらはですね、本日、これも追加でお配りをさせていただきました、左肩に議案第36号と書いた資料の2ページ目をお願いいたします。

この要綱につきましても先程と同様で、8月30日の教育委員会の中で補正予算の内容として御説明をさせていただきました。教育委員会のほうがWi-Fiルーターを購入いたしまして、自宅でインターネットを利用できる環境が整備をされていない家庭に対して、このWi-Fiルーターを貸与することによって家庭の環境整備を推進して、タブレット端末を使った家庭学習の習慣化であるとか、活用の推進を図っていこうとするものでございます。

内容でございませぬけれども、まず貸出対象は、行橋市内の小中学校に在籍をして、かつ家庭にWi-Fi通信環境が整備されていない児童及び生徒の保護者となっております。



す。貸出期間は、児童・生徒が市内の小中学校に在籍している期間といたします。貸出する備品としては、W i - F i ルーター及び付属品として、あと貸し出しの台数ですけれども、児童・生徒の人数に関わらず一家庭に対して1台となっております。

通信料等の負担でございますが、モバイルルーターの利用にかかる費用は無料なんですけれども、通信契約とか通信料、充電にかかる電気代等、そういった経費は貸し出しを受けた保護者の負担となる予定になっております。あと、損傷等の届け出、及び費用負担ということですが、現在もタブレットのほうは貸し出しをするということで行っております。それと同様に損傷・滅失・汚損とか、また紛失した場合に直ちに教育委員会のほうに届出をしていただいて、そういった事案が発生した場合は、相応の負担は求めていくという予定としております。

最後に返却になりますが、貸し出しの要件は、先ほど言いましたように市内の小中学校に在籍をするということになっておりますので、転校及び卒業するタイミングで在籍しなくなる場合に、貸し出したルーター及び付属品のほうを教育委員会に返却をしていただくということになっております。

資料の3ページから6ページが要綱の案で、7ページから9ページが保護者に提出いただきます貸出申請書、また貸出決定に係る各種様式となっております。

以上で説明を終わります。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりましたが、この件について何か御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

村上委員、どうぞ。

○委員 村上信哉君

1点だけよろしいですか。もう、既に何台くらい準備されているんですか。

○教育長 長尾明美君

吉本課長、お願いします。

○教育総務課長 吉本康一君

こちらですね、先ほどの小中学生の1万円と同じで、本9月の定例会のほうに購入の補正予算をあげております。明日が議会の最終日でございますので、補正予算が可決されれば予算の配当があるということになりますので、予算はですね、この前説明をさせていただきましたが、大体、現在W i - F i 環境がないというお宅が3%ほどいらっしゃると思いますので、その方に行き渡るくらいの台数の予算は確保しております。ただ、それを全て購入しても、実際申請をされない家庭もたぶんあるだろうということで、このルーターの購入予算についても国の補助金がありまして、1台当たり上限1万円ということで、大体そのルーターの費用を考えたときに、ほぼほぼその1万円で購入できるく

らの価格帯ですので、市の予算は出ない予定になっております。

ただ、予算をいただいてもそれを全て購入してしまっていて、実際に貸し出しの申請が予定よりも少なかったら、結局使わない在庫が溢れてしまいますので、先に今回要綱を制定して様式を定めさせていただいて、まずは学校を通じて保護者のほうに、こういった制度を始めますということでアナウンスをさせていただいて、実際に貸し出しの申請意向がある方の数を把握して、それにプラス、将来のこともありますのでプラス何パーセントかというところの台数で購入していきたい、購入した後に実際に貸し出しを開始しようということで考えております。

○委員 村上信哉君

それがいいと思います。

○教育長職務代理者 金澤精子君

おおよそ、いつ頃になりそうですか。

○教育総務課長 吉本康一君

入札等になってくるので、早くて11月の下旬ぐらいから貸し出しできるのかなと思っています。

○委員 村上信哉君

やっぱり機械ですので、新しくなりますからね。

○教育総務課長 吉本康一君

そうですね。あまり買っているけど、結局物としては古くなってしまっているからですね、その辺はちょっと考えながらいかないといけないのかなと思っています。

○委員 村上信哉君

そうですね。お疲れ様です。

○教育長職務代理者 金澤精子君

ただ、申請しない家庭もある。でも、実際は学校から家庭のほうで、それを皆申請してもらって設備を整えていきたいという、いま行橋市の方向ですね。何か、その後の方法は考えていらっしゃるでしょうか。

○教育長 長尾明美君

吉本課長。

○教育総務課長 吉本康一君

現在も家庭に持ち帰って、タブレットを使って宿題・家庭学習に使っていただきたいということで、我々教育委員会としては学校にも積極的にやってほしいということは、お伝えはしております。

ただ、学校の意見としては、やっぱり家庭にこういったWi-Fi環境がないお宅も先ほど言ったように一定数ある。そういったお宅に関して個別に対応しているところは

あるんですね。2パターンあって、タブレットの貸し出しに同意しているお宅でも、そのWi-Fi環境がある家とない家がある。そもそもそのタブレット貸出自体に今度同意していないとか、持って帰らせてほしくないというお宅も中にはありますので、今度そのお宅にも今度2つあって、持って帰らせてほしくないけど家庭にはWi-Fi環境はあるよ、そうじゃないよというお宅の2つに分かれるので、我々としてはこういったタブレットもしっかり準備をして、そのICTを使った家庭学習もしっかりやっていくのでというところ。

あと何かしらの理由で、こういった機器の整備ができないというお宅に対して、こういった機器を貸し出すことで、通信環境整備のきっかけになればというところで制度設計をさせていただいて、あとはしっかりと保護者の方に、あと学校とも当然しっかり連携しなければいけないと思いますけど、しっかり家庭学習に活用するという課題を与えるのは先生方になりますので、その辺がしっかり伴っていかないと、こうやって貸し出して、いざ個人負担で契約はしました、でも全然家庭学習での活用を学校側がしてくれなかったら、何のために借りて通信料を負担するのかということになるからですね、その辺は学校のほうもしっかりやっていかなければならないのかなと思います。

○委員 水谷知子君

申請しない家庭もあるかもしれないとおっしゃっていたんですけど、何か主な理由ってあるんですか。その申請しないという理由というのは。

○教育総務課長 吉本康一君

なぜ申請しないのかということころまでは、調査はしていないので、ただ、そこは家庭の中の考え方もあると思うんですね。まだ家にそのWi-Fi環境が必要ないんだと思われている方もあると思います。ただ、先ほどパーセンテージを言いましたけれども、今の時代、ほぼほぼテレビ・冷蔵庫と同じ感覚でもう家庭にはWi-Fi環境がある、ネットの環境があるというのが、今は徐々にですが当たり前の時代になってきているので、その数パーセントの数も今後必ず減ってはくると思います。ただ、そこの移行時期でもあろうかと思うので、結局そこもやっぱり必要性というのは、今までより自分たちもしっかりやっていく、学校側もやっていくことで保護者の意識としてはですね、あっ、こんなことに使うんだ、という1人1台タブレットが与えられた中で、家にやっぱりないと子どもの学習に使えないんだ、ということをしっかりアピールして行って、家に整備をしていただく。

本当は自主的に整備していただくことを自分たちは求めたいんですけども、何かしらの理由でできない方がいるのであれば、機器の貸し出しだけでも、きっかけづくりになればと思っています。

○教育長 長尾明美君

他にありませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、これより採決いたします。

議案第36号について、承認することに御異議はありませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

異議がありませんので、承認することといたします。

## 5. 報告事項

### (1) 報告第25号 ゆくはしシーサイドハーフマラソン2022大会の開催中止について

○教育長 長尾明美君

それでは、報告事項に入ります。

まず、報告第25号 ゆくはしシーサイドハーフマラソン2022大会の開催中止について説明をお願いいたします。

門司課長、お願いします。

○スポーツ振興課長 門司康宏君

それではスポーツ振興課より、報告第25号 ゆくはしシーサイドハーフマラソン2022大会の開催中止について、御報告をさせていただきます。資料につきましては24ページと25ページをお願いします。

来年1月30日日曜日に予定されておりました、ゆくはしシーサイドハーフマラソン2022につきましては、例年申込者数が3千人規模となる大規模イベントということと、市外からも多くの参加者・来場者があるということもあり、今年度につきましては1,500人規模での規模縮小での開催を視野に入れながら、開催に向けての検討を行ったところではございますが、現状では、来年1月時点での新型コロナウイルス感染状況の把握が困難なこと、また、医療関係者の協力体制の構築等も困難でありますこと、また、大会エントリーも含めた準備期間もこれから相当程度かかりますことから、早い段階ではありますが、今の段階での中止の判断とさせていただきました。

今後もスポーツ行事は続いてまいります。特に大規模なイベントについては、どのようなかたちでの大会運営が望ましいのか、まだまだ十分な検証が必要であると感じております。再来年の大会開催時には参加者の皆様に対し、安心安全を確保できる運営ができるよう、今後の準備を進めてまいりたいと考えております。

スポーツ振興課からの報告については、以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりましたが、この件について何か御質問等ありましたら、お願いします。

(「ありません」の声あり)

## (2) 報告第26号 人事案件について

○教育長 長尾明美君

では続いて、報告第26号の人事案件についての説明をお願いいたします。  
防災食育センター長、お願いします。

○防災食育センター長 木村君彦君

それでは、防災食育センターの人事案件につて報告いたします。27ページでございます。

8月31日までの退職者から9月6日までの新規採用者につきまして、報告をいたします。防災食育センターでは、市のホームページやハローワークを通じて求人募集を行っていますが、現在、調理員4名が欠員をしております。以上でございます。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。この件について何か御質問等はありませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

## (2) 報告第27号 行橋市学校運営協議会委員の任命について

○教育長 長尾明美君

続きまして、報告第27号の行橋市学校運営協議会委員の任命についての御説明をお願いいたします。

吉本課長、お願いします。

○教育総務課長 吉本康一君

教育総務課から御説明をいたします。資料の28ページになります。

本年4月1日付で任命を行いました、菟島小学校の学校運営協議会委員のうち、1名が6月30日付で漁業組合の組合長を退任したことに伴いまして、運営協議会の委員も辞任をしたために、後任の漁業組合長を7月1日付で任命をしたところでございます。

後任の方については、次の29ページの12番目に書いている方になっております。

以上で説明を終わります。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりましたが、この件について御質問等はありませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

## (3) 報告第28号 令和3年度全国学力・学習状況調査結果の分析について

○教育長 長尾明美君

では続いて、報告第28号の令和3年度全国学力・学習状況調査結果の分析についてでございますが、この報告につきましては非公開を進めたいと思います。御異議はありませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

では、報告第28号は非公開とさせていただきます。

非公開のため、その他事項が終了した後に報告を受けたいと思います。

#### (5) 報告第29号 新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる学校の対応について

○教育長 長尾明美君

では、報告第29号の新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる学校の対応について、御説明をお願いいたします。

指導室長、お願いします。

○指導室長 吉田実君

指導室から説明をさせていただきます。お手元に非常に多くの資料をお配りしております。

まず、部活動再開についてです。委員の皆様には9月15日に報告をさせていただいたものであります。再開決定に至った経緯ですが、13日に中学校代表校長2名が委員会に来まして、部活動再開の要望がございました。市内の中学校の部活動であります、福岡県コロナ特別警報を受けまして、8月11日水曜日から活動を停止しております。1カ月以上活動できない状況が続いて部活動に所属する生徒たちの体力面や技能面の低下だけでなく、心身の健康や生活面においても不調や不安をもたらす要因になっていることから、代表校長から要望がございました。

市内における感染者数も、2ページめくっていただいて、カラー刷りのものを見ていただければと思いますが、8月中におきましては上のほうの右側になりますが、市内の感染者確認数が309名、学校関係者につきましては29名の新規陽性者が確認されました。9月に入りまして、ちょっと中途半端で申し訳ございません、13日に学校長が要望に来て14日に決定させていただいたもので、14日現在では、表にはまだ表せていないですけども、79名の感染者数の確認で、学校関係者は4名の感染者が確認されております。9月5日以降を見ていただきたいんですけども、右側の市内の感染者情報で、上からの30日から始まりまして4日までに13名確認されておまして、5日以降は一桁台での感染者の確認で推移している状況であります。

福岡県教育委員会が県立学校へ通知を行った緊急事態宣言中の部活動の留意事項には、宣言に伴い引き続き部活動は全面中止、ただし、公式大会前に限りまして校長の判断のもと、生徒の安全確保の観点から必要最小限の日数・時間、及び人数に限り活動を認め

ております。その際には、生徒本人と保護者の意向を十分に確認して、同意を得た上で活動をするように示されております。

また、緊急事態宣言が延長されることに伴いまして、9月上旬から下旬まで延長されましたことで、文科省からの通知がありました。その通知では、部活動における留意事項で特に部活動の大会やコンクールは、生徒にとって日頃の活動の成果を発揮できる貴重な機会であることを考慮していただき、緊急事態宣言の対象区域、及び重点措置区域に属する地域における部活動の実施に当たっては、一律に中止とするのではなく、感染状況に応じて屋内外は問わず、これまで以上に感染対策を徹底して感染対策と部活動の両立を図り、生徒が安心して練習や大会へ参加する機会を確保していただきたい、という通知が来しました。

9月5日以降の感染状況の行橋市での学校関係者の感染状況の推移、生徒の心身の健康や生活面等を総合的に判断し、17日からの部活動の再開を決定したところであります。

続きまして、一番最後のページには部活動の新人戦の大会の日程を載せております。

10月に入って野球やサッカーの大会が控えております。

続きまして、台風接近に伴う対応なんですけれども、これも委員の皆様には9月16日の日に報告をさせていただいたものになります。台風14号が17日金曜日、午後から夜にかけて、九州北部に最接近する警報が出ておりましたので・・・

○教育長 長尾明美君

指導室長、その分の資料はないですか。

○指導室長 吉田実君

すみません。資料はございません。丁度台風の中心がこのエリアを通過する予報が出ておりましたので、16日に、翌日17日の学校は給食下校とさせていただきます。今後も急な決定をしなければならない、事後報告をさせていただくことが生じる場面があると思われますので、御配慮のほどをよろしくお願いいたします。

続いて、中学3年生のワクチン優先接種についてです。これはお手元の資料の一番最後のページになります。

行橋市では中学3年・高校3年生にワクチン優先接種を行うことになりました。接種期間は10月1日から3日までの3日間で、高校受験や大学受験、就職を控えた市内の中学3年生・高校3年生にワクチン優先接種を行うことになりました。高校生の定時制については4年生が対象になります。この方たちの優先接種を行うことになりましたので、報告させていただきます。

接種の受付に関しましては、24日からコールセンターで受け付けております。ワクチンはファイザー社製で、市内18医療機関で個別接種。16歳未満は保護者同伴の接

種となります。昨日現在で、中学3年生の予約状況は100名弱の予約が入っている状況であります。

続いて、これもちょっとすみません、資料がないんですけども、緊急事態宣言解除に関しての今後の対応についてです。緊急事態宣言が30日で解除されますので、現在行っております小中学校の短縮授業、中学校は50分を45分に、小学校は昼休みを短くしたり掃除の時間を短くしたり、あとは45分を40分に削ったりと様々なんですけども、短縮授業は30日で終了しまして、10月1日からは通常授業の再開といたします。

きのう政府のほうから決定がなされましたので、本日午前中にも学校のほうには通知をいたしましたので、報告をさせていただきます。あと県からも、きょうの午前中に解除後の今後の学校の対応についての通知が届きましたので、朝、各学校へ通知を行っておりますので、併せて報告をさせていただきます。

続きまして、これも資料がないんですけども、明後日の10月1日に行橋中学校と仲津中学校の体育大会が開催されます。来週4日には今元中学校、8日には中京・長尾中学校、小学校においては10月の一番最初が13日水曜日に南小学校・稗田小学校において運動会の開催を予定しております。

以上となります。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりましたが、何か御質問、御意見等ありましたら、お願いいたします。  
金澤委員、どうぞ。

○教育長職務代理者 金澤精子君

スポーツ大会というのは、昨年度と同じような内容ですね。中学校・小学校の運動会、スポーツ大会。時間とか保護者とかは、どうですか。

○指導室長 吉田実君

はい、そうですね、昨年と同じような、保護者の入場とかも各学校で、もう入れない所もあったりするんじゃないかと。入れて1人とか、コロナ対策をとられたかたちでの体育大会となると思います。

○教育長職務代理者 金澤精子君

1学期に予定されていた分ですね。

○教育長 長尾明美君

そうですね。

○教育長職務代理者 金澤精子君

それはよかったですね。

○教育長 長尾明美君



その他は、ありませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

## 6. その他

### (1) 定期学校訪問(中期)について

○教育長 長尾明美君

では、その他に入らせていただきます。

定期学校訪問中期について、御説明をお願いいたします。

吉本課長、お願いします。

○教育総務課長 吉本康一君

それでは、教育総務課から御説明させていただきます。資料の30ページになります。

定期学校訪問ですけれども、今年度の前期分を6月の下旬に実施をさせていただきました。今回、中期分の日程が11月5日、8日というところで、両日予定となっております。約1カ月後になってきておりますが、新型コロナウイルス感染症の状況といたしましては、御存知の通り、明日をもって全面的に解除ということが決まりましたので、事務局といたしましては、この中期分につきましても予定通り実施をしてもいいのではないかとこのように考えております。もちろん今後の状況によって急きよの中止も念頭に置きつつ、現時点では実施の方向で準備を進めさせていただければと思っております。

以上でございます。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりましたが、何か御質問、御意見はよろしいでしょうか。

(「ありません」の声あり)

ぜひ、お時間がありましたら御出席のほうをお願いいたします。

### (2) 峯田敏郎彫刻展の開催について

○教育長 長尾明美君

続きまして、峯田敏郎彫刻展の開催についての御説明をお願いいたします。

丸山課長、お願いします。

○文化課長 丸山剛君

文化課から、峯田敏郎彫刻展の開催につきまして、御報告を申し上げます。本日、机上配付のチラシ、こちらの写真付きのチラシを御参照願います。

本年4月の定例教育委員会にて御報告を申し上げました、ゆくはし国際公募彫刻展の審査員であります峯田敏郎氏からの寄贈作品12点の一部を一般公開する展覧会を、リブリオ行橋で開催する予定でございます。会期は10月6日水曜日から11月3日水曜

日の文化の日まで、詳細はチラシ掲載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。何か御質問がございましたら。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

こちらもお時間がありましたら、ぜひよろしく願いいたします。

### (3) 文化課所管事業の年度内状況について

○教育長 長尾明美君

続きまして、文化課所管事業の年度内の状況について、御説明をお願いいたします。

丸山課長、お願いします。

○文化課長 丸山剛君

続きまして、文化課より、文化課所管事業の年度内状況につきまして御報告を申し上げます。資料の31ページをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、事業の中止や会期等の変更が生じております。前回の定例教育委員会にて主要事業の御報告をさせていただいたところでございますけれども、御報告済の事業を含め状況の変更が生じておりますので、改めて今回御報告させていただきます。

まず、上から1行目の竹下しづの女展、2行目の弥生の墳墓展、3行目の特別展記念シンポジウム、7行目の行橋市美術展受賞作品展につきましては、前回委員会にて御報告をさせていただきました状況から変更はあっておりません。

下から6行目の第50回市民文化祭につきましては、今年度の開催を見合わせ、記念大会を来年度に延期することと決定いたしました。なお、代替事業といたしまして、昨年度同様、文化協会主催の文化発表会をコスメイト行橋にて開催予定である旨の連絡を受けております。

また、その下の行、行橋連歌大会につきましては、11月6日土曜日へ日程変更させていただくこととし、応募者にはその旨お知らせをしているところでございます。

以上が前回御報告済の事業の状況でございます。

その他の事業につきましては、会期(変更後)欄に記載した内容での開催を予定しておりまして、同欄が空欄の事業につきましては、会期(変更前)欄に記載した内容での開催を予定しているところでございます。

以上です。

○教育長 長尾明美君

何か御質問等はありませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

#### (4) 令和3年度芸術鑑賞会の中止について

○教育長 長尾明美君

では、続きまして、令和3年度芸術鑑賞会の中止について、御説明をお願いします。  
丸山課長、お願いします。

○文化課長 丸山剛君

引き続きまして、文化課より御報告を申し上げます。資料はございません。

今年度の芸術鑑賞会の中止につきまして、御報告を申し上げます。子どもたちの豊かな感性を育むため、全小中学校におきまして毎年9月から12月頃、芸術鑑賞会を実施いたしておりますけれども、今年度の実施につきまして、小中学校校長会と協議の結果、新型コロナウイルス感染防止等を鑑み、中止と決定をさせていただきましたので、御報告をさせていただきます。以上であります。

○教育長 長尾明美君

この件について何か。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

では、その他ですが、他に追加でございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

では、次回開催日についての御説明を、井上係長、お願いいたします。

○教育政策係長 井上尚史君

次回の開催日につきましては、事前に調整をさせていただきます、10月25日月曜日15時からで、皆さん、御都合はよろしいでしょうか。

(各委員「大丈夫です」の声あり)

○教育長 長尾明美君

よろしいですか。それでは次回の定例教育委員会の会議日程は、10月25日月曜日15時からで、お願いいたします。

○教育政策係長 井上尚史君

開催につきましては、本日と同じ第2委員会室で予定しておりますので、よろしくお願いいたします。なお、資料の締切りは10月11日月曜日までで、よろしくお願いいたします。

○教育長 長尾明美君

それではここからは、非公開とさせていただきました報告第28号について、報告を受けたいと思います。

(15時44分)

閉会 16時09分